

制度整備の概要(5.2GHz帯無線LANの上空利用の導入)

別紙 1

- 近年、ドローン等に無線LANの技術が活用されるようになり、5GHz帯周波数の上空利用ニーズ・要望が高まっていることを受け、5.2GHz帯高出力データ通信システムに新たに携帯基地局及び携帯局を追加し、上空利用が可能となる見直しを実施。
- 既存の5.2GHz帯小電力データ通信システムの無線設備と同等の技術的条件とする。また、既存局との周波数共用等のため、当該局は登録局制度の対象とし、開設区域内での運用とする。

導入内容	導入目的	改正省令・告示
技術基準等	・ 無線設備の条件	・ 電波法施行規則（第6条、第33条） ・ 無線設備規則（第9条の4、第49条の20、第49条の20の2、別表第3号） ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（第2条） ・ 令和元年総務省告示第108号 ・ 令和元年総務省告示第31号
登録局制度	・ 既存システムとの共用 （台数の管理、離隔距離の確保）	・ 電波法施行規則（第16条、第17条、第42条の3） ・ 電波法施行規則第18条第1項第3号の規定に基づく5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める告示案（新規）